

## 原の寺瓦窯跡における瓦生産の変遷と画期

田続良太

はじめに

古代常陸国那賀郡は「和名類聚抄」によれば二十二郷からなる大郡で、「続日本紀」の養老七年二月十三日条と天応元年正月十五日条には陸奥国多賀城へ私穀・軍糧を納めている記事がみられ、両者の間に深い関わりがあったことが文献史上からうかがうことができる郡である。郡内から出土する瓦からも多賀城との関係性が深かったことが考えられ、台渡里官衙遺跡長者山地区出土の多賀城系軒先瓦三一―七型式鏡瓦と三二〇一型式宇瓦はその代表的なものである。その他、人名や郷里名を記した文字瓦も多数出土しており、その文字瓦についても多賀城との関係性が指摘されている。ひたちなか市にある原の寺瓦窯跡は那賀郡内に存在し、寺院や正倉など那賀郡内の官衙施設へ瓦供給を行い、長者山地区から出土する人名や郷里名を記した文字瓦も本窯跡で生産されていたものと考えられている。

これまでの那賀郡内の瓦研究は、台渡里官衙遺跡出土瓦の文様面の研究が中心に行われてきたが、供給瓦窯である原の寺瓦窯跡を含む、出土瓦の需給関係の研究についてはあまり行われていなかった。

本稿では那賀郡内の寺院や郡家正倉といった複数の施設へ瓦供給を行っていた原の寺瓦窯跡二号窯から出土した瓦の分析を中心に行い、台渡里官衙遺跡出土瓦と比較することで、原の寺瓦窯跡における瓦生産の実態と変遷、生産瓦の型式・技法の変化の画期が寺院から正倉への瓦の供給先の変化にあったことを明らかにした。また、台渡里官衙遺跡長者山地区出土瓦の分析から、多賀城系軒先瓦と那賀郡系軒先瓦が、瓦葺き正倉造営時に軒先を飾っていた可能性についても指摘した。

## 研究史

これまで那賀郡の古代瓦研究は、台渡里官衙遺跡から出土する瓦を中心として進められており、これまでに多くの研究がなされている。

高井悌三郎氏は、観音堂山地区と長者山地区それぞれから出土する文字瓦には記載内容や方法に違いがみられる点を指摘し、その背景には年代の相異があったとしている<sup>1)</sup>。また、長者山地区から出土する重弁八葉蓮華文鍔瓦や三重弧文字瓦が多賀城出土のものと同類似し、多賀城からの影響を受けて成立したものであったとしている。多賀城の造瓦が那賀郡の造瓦に影響を与えたとする考えは、高井氏のほか黒澤彰哉氏、山路直充氏、川口武彦氏も示されている<sup>2)</sup>。

多賀城の造瓦から影響を受けたものと想定されるものとして、軒先瓦のほかに文字瓦も挙げられ、人名・郷里名を示す文字瓦について山路氏と川口氏は多賀城の瓦生産システムを援用したものであるとしている<sup>3)</sup>。

那賀郡に多賀城の造瓦の影響が与えられた時期としては、黒澤氏と川口氏により指摘されている。黒澤氏は、那

賀郡大領宇治部直荒山が陸奥国鎮所へ私穀献納を行ったことにより、多賀城系瓦工の招聘が可能となったことから養老七年（七二三）を上限とする。川口氏は成形台文字瓦や人名・郷里名文字瓦が、多賀城政庁跡ⅠB期にあたる下伊場野窯跡や日の出山窯跡から出土することから、その上限年代を多賀城政庁跡ⅠB期の開始年代である神亀元年（七二四）としている。<sup>5)</sup>

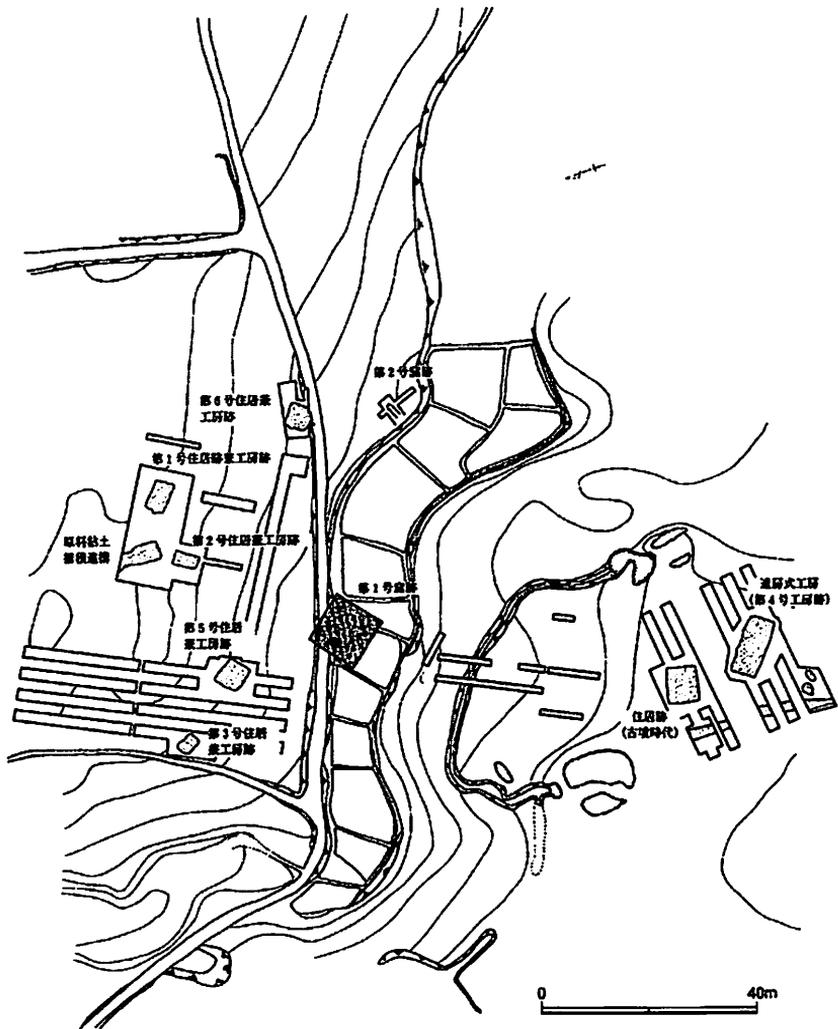
一方、須田勉氏は重弁蓮華文鏡瓦や、平線かきべらを用いて施文されたかきべら描き重弧文字瓦といった多賀城系軒先瓦などの多賀城から出土し、陸奥国内での広がりも確認されている瓦群を多賀城様式瓦と称した。その成立には常陸国新治郡や那賀郡の瓦生産が影響したという考えを示している。<sup>6)</sup> 前述の多賀城から那賀郡への影響と異なる見解を示している。

## 一 原の寺瓦窯跡出土瓦の分析

### 1 遺跡の概要

原の寺瓦窯跡は古代常陸国那賀郡、現在の茨城県ひたちなか市足崎に所在する瓦窯跡である。本窯跡から北方約1 kmに所在する奥山瓦窯跡からは原の寺瓦窯跡から出土する瓦と特徴が似た瓦が出土している。

一九七六年に一次調査が行われて以来、これまで四次にわたり発掘調査が行われており、登窯が二基、溝跡一条、工房跡六軒、原料粘土堆積遺構一基が確認され（第一図）、出土遺物としては瓦や須恵器などが出土している。特に瓦の出土量が多く、鏡瓦や宇瓦、男瓦、女瓦などが出土する。また、出土する瓦のなかにはへら描きや押印により文字や記号が記された文字瓦が確認されている。



第1図 原の寺瓦窯跡遺構配置図

那賀郡内の寺院や官衙遺跡と想定されている台渡里官衙遺跡群や田谷遺跡、大串遺跡において出土する瓦のなかには、原の寺瓦窯跡から出土する瓦と同様のものが確認されており、原の寺瓦窯跡から瓦が供給されたものと想定される。

佐々木義則氏は原の寺瓦窯跡出土瓦に関する研究として、瓦生産の画期を四つに分けている。Ⅰ期（七二〇年頃）には格子叩き・縄叩き女瓦が生産され、寺院造作に伴う瓦生産が始まったものとしている。Ⅱ期（七三〇年頃）は凹凸面に糸切り痕を残す女瓦が生産され始め、台渡里官衙遺跡長者山地区の正倉の瓦葺きを画期とする。Ⅲ期（七四〇年頃）には那賀郡家正倉別院（田谷遺跡）への瓦供給、Ⅳ期（七六〇年頃）は重弁五葉蓮華文鏡瓦の生産がこの時期とされる。<sup>8)</sup>

川口氏は、原の寺瓦窯跡では那賀郡大領一族の寺として創建された観音堂山地区の瓦生産と、維持管理が国司の職掌として規定されている郡家正倉の瓦を同じ窯で生産していることから、国司から那賀郡司に対して瓦倉の修造事業が委任されていた可能性があると述べている。<sup>9)</sup>

## 2 原の寺瓦窯跡二号窯出土瓦

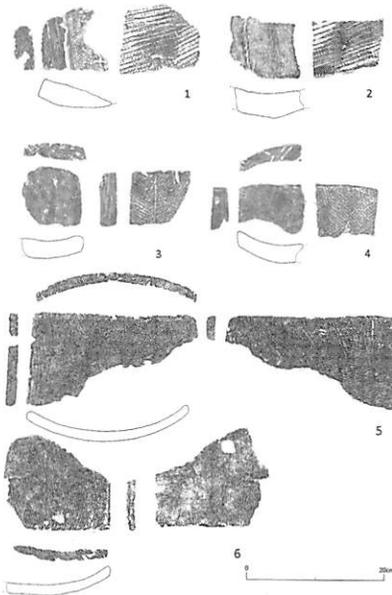
今回、瓦を分析するにあたって原の寺瓦窯跡二号窯から出土した資料について、窯内が上層・中層・下層（最下層）と分かれることから、層位ごとに瓦の分析を行っていきたい。ただし、二号窯からの男瓦の出土量はわずかであり分析が困難であったため、軒先瓦と女瓦に関する分析を中心としていることを述べておきたい。

二号窯は、一九七九年に行われた第二次調査で確認された窯跡であり、長さが3m残り、幅1・1m～1・15mの半地下式無段登り窯である。<sup>10)</sup> 窯尻の一部や焚口、灰原などはかく乱により消失しているが、窯内一面から瓦片が

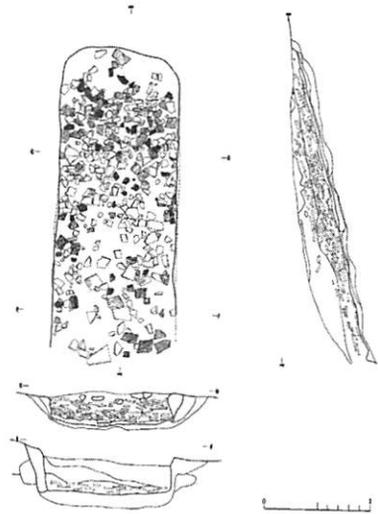
出土している（第2図）。

ここで、二号窯から出土した瓦について特徴や技法について述べたい。格子叩き女瓦は色調が灰色で焼きが良く、胎土は縄目叩き女瓦などの瓦と比べるとやや緻密である（第3図1、2）。厚手のものが多く、最も厚いものでは三・七cm、薄いものでは一・五cmのものがあり、最も多いものとしては二・五cm〜三cmほどである。凹面には糸切り痕、布目痕、布とじ痕や粘土板を桶に巻き付けた痕跡が確認できる。このことから、格子叩き女瓦は粘土板桶巻きつくりにより成形されたものと考えられる。また、瓦の焼成や厚さなどの特徴が似ており同様の技法で作られたと考えられる瓦に凸面ヨコナデ女瓦がある。この瓦は出土量が少ないが、凸面に格子叩きをナデ消している痕跡が確認される資料もあるため、凸面に格子叩きをしたのち側面方向にナデ調整を行ったものと考えられる。

縄目叩き女瓦は色調が褐色で焼成が軟質のものが



第3図 原の寺瓦窯跡2号窯出土女瓦



第2図 原の寺瓦窯跡2号窯実測図

多い(第3図3、4)。厚さは三・四cmから一・七cmで、二・五cm前後の厚さのものが多く、凹面には糸切り痕と布目痕が残る。縄目叩き女瓦には、格子叩き女瓦にみられるような布とじ痕や粘土板巻きつけ痕跡などは確認できないため、凸型成形台を用いた一枚つくりであり、縄目叩き女瓦の成形は粘土板一枚つくりと想定できる。

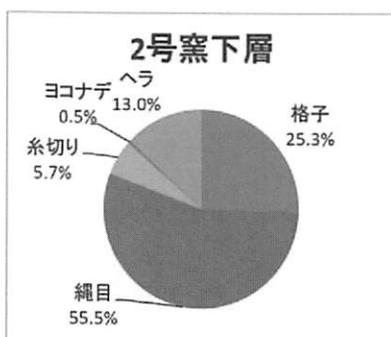
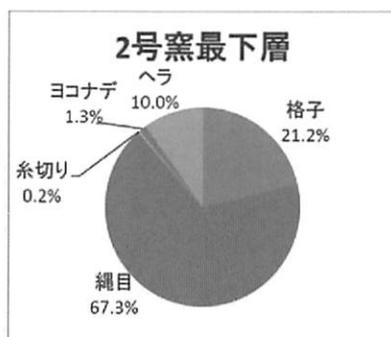
両面糸切り女瓦は、色調が褐色で焼きが軟質のものが多く(第3図5)。胎土は他の瓦と比べてやや粗雑である。瓦の厚さは総じて薄手であり、およそ二・〇cm〜一・二cmで一・五cmほどの瓦が多い。凹凸面には、粘土塊から粘土板を切り出す際についた糸切り痕が残り、凹面には布目痕が糸切り痕とともに残る。このことから凸型成形台を用いた粘土板一枚つくりであると考えられるが、凹面の布目痕は明瞭に残るものは少なく、凸面に指の痕がついたものがみられることから、成形台に粘土板を置いたのちに叩き具による整形は行わず、手で成形台に粘土板を押し付けて成形していると想定できる。側面の調整は行われないものも多い。

凸面ヘラケズリ女瓦は、色調は褐色、焼きがやや軟質であり胎土はやや粗雑なものが多い(第3図6)。厚さは二・五〜一・四cmほどで二・〇cm〜一・七cmほどのものが多い。凹面には糸切り痕や布目痕が残り、凸面には端面方向にヘラケズリ整形が行われている。縄叩き女瓦や両面糸切り女瓦と同様、凸型成形台を用いた粘土板一枚つくりであると考えられる。凸面の特徴はヘラケズリにより整形されているが、縄叩き後ヘラケズリ整形を行ったものと叩きを施さずにヘラケズリを行ったものの二種があったと想定できる。しかし、出土するヘラケズリ女瓦の多くは側面に調整が行われず両面糸切り女瓦と特徴が似るものであり、凸面に叩きを施さずに成形された女瓦の凸面をヘラケズリしたものがほとんどであろう。

ここまで出土した瓦の概略について述べてきたが、つぎに二号窯の各層位ごとの出土傾向について、瓦の出土重量をもとにみていきたい。最下層・下層から出土する瓦は、格子叩き女瓦と縄叩き女瓦の出土量が多く、中・上層

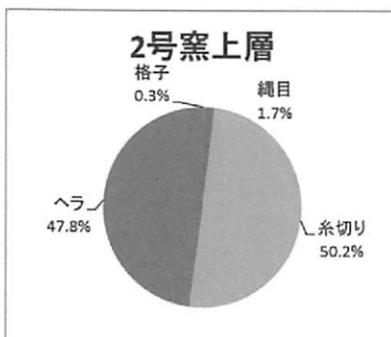
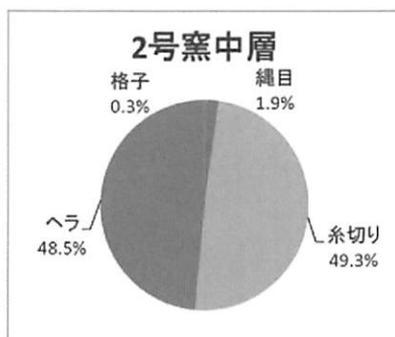
	格子		縄目		糸切り		ヨコナデ		ヘラ	
	点数	重量	点数	重量	点数	重量	点数	重量	点数	重量
最下層	33	4006	91	12698	1	45	1	238	16	1880
下層	136	17302	304	37915	25	3904	2	354	66	8888

(g)



	格子		縄目		糸切り		ヨコナデ		ヘラ	
	点数	重量	点数	重量	点数	重量	点数	重量	点数	重量
中層	3	252	14	1646	226	42262	0	0	293	41641
上層	1	202	5	1260	148	36984	0	0	134	35248

(g)



第4図 2号窯出土瓦の重量比較

から出土する瓦は両面糸切り女瓦とヘラケズリ女瓦が多い傾向にある(第4図)。さらに、中・上層の瓦には文字瓦の出土が確認できる。この出土量の傾向から、格子叩き・縄叩き女瓦から両面糸切り・ヘラケズリ女瓦への変遷を読み取ることができる。

さらに、最下層・下層から主体的に出土する格子叩き女瓦と縄叩き女瓦との間にも技法の違いが確認でき、格子叩き女瓦は粘土板桶巻きづくり、縄叩き女瓦は粘土板一枚つくりと異なる。二号窯中・上層の両面糸切り女瓦やヘラケズリ女瓦は粘土板一枚つくりで作られており、同じく粘土板一枚つくりの縄叩き女瓦からの変遷が考えられる。このことから、格子叩き女瓦と縄叩き女瓦では格子叩き女瓦のほうが古いと想定できる。

二号窯から出土した瓦の分析から、原の寺瓦窯跡において生産された女瓦の変遷は、格子叩き女瓦、縄叩き女瓦、両面糸切り・ヘラケズリ女瓦の順に移っていったものと考えることができる。また、中・上層から出土する文字瓦は最下層・下層から出土しないため、文字瓦の生産は中・上層の時期からであったと考えられ、下層と中・上層の瓦との大きな違いである。二号窯は、最下層から上層まで四層に分けられているが、出土瓦の分析から下層と中層との間に出土する瓦の違いを顕著にみることでできた。下層・最下層からは格子叩き、縄叩きといった女瓦凸面に叩きの痕跡が残る女瓦が多く出土し、中・上層は両面糸切り、凸面ヘラケズリ女瓦が多く、文字瓦の出土も確認できる。この層位による出土量の割合の違いは、下層と中層の間に時期差が認められ、技法面における変化もうかがうことができる。原の寺瓦窯跡から出土する文字瓦は、台渡里官衙遺跡長者山地区SB00一への供給されたものと考えられ、二号窯中・上層の瓦はSB00一への供給を目的として生産された瓦である可能性がある。

### 3 軒先瓦の分類と変遷

つぎに、二号窯出土瓦の分析から得られた結果をもとにして、原の寺瓦窯跡から出土した軒先瓦について分析を行う。軒先瓦、特に宇瓦に使用される女瓦の分析および軒先瓦のセット関係の検討から原の寺瓦窯跡において生産された軒先瓦の変遷を明らかにしたい。

原の寺瓦窯跡から出土が確認されている軒先瓦は、二号窯からの出土は確認されていないが、鍍瓦四種、宇瓦三種である(第5図)。まずは、出土軒先瓦について述べていきたいとおもう。本稿で使用する軒先瓦の型式番号は、『台渡里<sup>1)</sup>』における型式分類を参考としている。

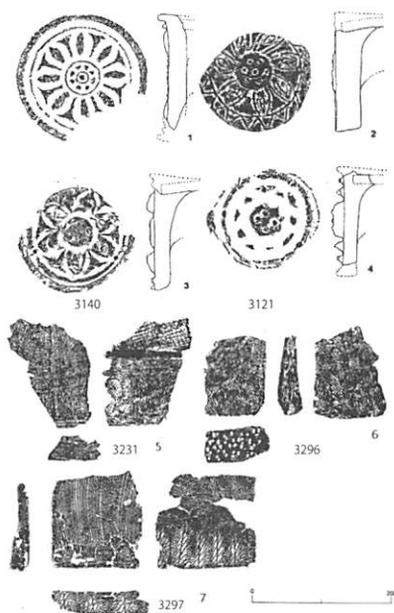
三一二六型式鍍瓦は、素文縁単弁八葉蓮華文で、中房には一十八の蓮子を配し、中心蓮子には一重の圏線が巡り、八つの蓮子は四角形に近い形をしている(第5図1)。蓮弁と外縁との間には一重の圏線が巡っている。半裁男瓦を瓦当裏面に接合する接着法で、接合用の溝などは確認できない。台渡里官衙遺跡群内の分類において山田寺系に分類されている。

三一二二型式は、弁の数が異なる鋸歯文縁単弁八葉蓮華文鍍瓦と鋸歯文縁七葉蓮華文鍍瓦が存在することが分かった。本稿では、八葉のものを三一二二A型式(第6図1)、七葉のものを三一二二B型式(第6図2)と仮称する。この三一二二A・B型式は、台渡里官衙遺跡群長者山地区においては両者確認されているが、原の寺瓦窯跡においては、三一二二B型式のみがこれまでに確認されている(第5図2)。文様構成は、三一二二Aが、中房に一十八の蓮子を配し、蓮弁、子葉、外区の鋸歯文などがそれぞれ突線によって表現されている。三一二二Bは、中房内に一十六の蓮子が配され、三一二二A同様に突線で蓮弁や子葉、外区の鋸歯文が表現されている。蓮弁の数が減り、瓦当文様が崩れるという変化から、三一二二Aが先行し三一二二B型式が後出するものと考えることができ

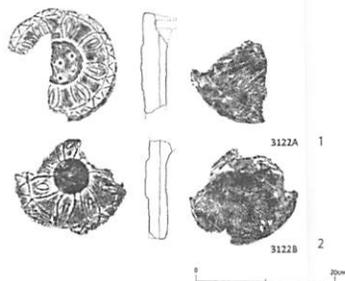
る。男瓦の接合方法は、瓦当裏面に溝を掘り、その溝に男瓦を差し込み、瓦当裏面および凸面に粘土をつけ接合する。特徴としては、瓦当部が厚くつくられており、二度に分けて粘土を詰めて瓦当部を作っている点や瓦当裏面下半の周縁を削る点である。これらの技法は、三一二A・Bに共通していることから、両者の生産された時期の違いは少なく、生産した窯については、胎土や焼成が似ることから、原の寺瓦窯跡もしくはその周辺で生産されたと考えられる。那賀郡系に分類されている。<sup>(12)</sup>

三一四〇型式は、素文縁重弁六葉蓮華文鏡瓦である。中房内には四つの蓮子が配されており、中心蓮子はない(第5図3)。外区内縁には蓮弁ひとつに対して珠文がひとつ配されている。三一四〇型式は、蓮弁の数や外区の形態などの相違点があるものの、蓮弁が重弁で中房内蓮子が四つである点など多賀城系鏡瓦三一一七型式との共通点がみられることから、三一一七型式からの影響により成立した瓦であると考えられる。三一四〇型式は、現在までに原の寺瓦窯跡で一点のみ出土が確認されており、その供給先などは不明である。

三一二一型式は、素文縁単弁五葉蓮華文鏡瓦である(第5図4)。三一二〇型



第5図 原の寺瓦窯跡出土軒先瓦



第6図 3122Aと3122Bの比較

式同様、中房内に四つの蓮子を配し、蓮弁および間弁は三角状を呈し、全体的に彫りが非常に深いのが特徴である。外区内縁の圏線上には、間弁と蓮弁にそれぞれ珠文とさらに細い圏線が巡る。三二四〇型式との共通点が多く、その影響を受けて成立したものと考えられる。しかし、蓮弁は重弁であったものが変化して三角状の弁となっており、外区内縁の珠文は増えており、三二四〇型式との相違点も確認できる。多賀城系に分類されている。台渡里官衙遺跡長者山地区のほか、瓦倉の存在が想定されている田谷遺跡や大串遺跡第七地点においても出土が確認されている。

三二三一型式は、素文字瓦である（第5図5）。瓦当面に文様は無く、ケズリの痕跡が確認できる。顎の形態は、段顎で顎面にはケズリが施される。女瓦部凸面には格子叩きが確認できることから、二号窯最下層・下層より出土する格子叩き女瓦を用いて作られた宇瓦であると考えられる。

三二九六型式は、刺突文字瓦である（第5図6）。瓦当面には五角形あるいは六角形の棒状工具により刺突された痕跡が確認できるものである。曲線顎で、凸面はケズリにより整形されている。使われている女瓦は不明である。

三二九七型式は、直波線羽状複葉式文字瓦である（第5図7）。瓦当面には、羽状の文様が施されており、顎は、曲線顎である。顎面にも同様の文様が施されており、瓦当面および顎面には同じ叩き具で施文されている可能性が高い。女瓦部は顎面からのヘラケズリが施される。また、顎面の一部の粘土がはがれた面があり、その観察から女瓦凸面には糸切り痕が残ることが確認できた。つまり、両面糸切り女瓦がこの宇瓦の女瓦部に使用されたと考えられる。

以上が、原の寺瓦窯跡から出土する軒先瓦とその観察の結果である。この観察の結果を踏まえ、二号窯出土女瓦

の変遷との対応状況を検討し、セツト関係の構築を試みたい。

まずは軒先瓦の変遷とそのセツト関係について検討する。鏡瓦についてであるが、瓦当文様などの特徴からその前後関係がつかむことができるのは三一四〇型式と三二二一型式の二型式のみである。両者の瓦については、蓮弁の形状や数といった瓦当文様の変化から三一四〇型式が三二二一型式より先行するものと考えられる。しかし、三二二六型式および三二二二B型式については、原の寺瓦窯跡内から出土する瓦だけでは、その位置づけを決めることは困難である。そこで、原の寺瓦窯跡が瓦を供給していた台渡里官衙遺跡からの軒先瓦と女瓦の出土状況を含めて検討をしたい。

台渡里官衙遺跡は、古代常陸国那賀郡の郡家周辺寺院や郡家正倉院跡である。観音堂山地区・長者山地区・南方地区の三つの地区に分かれており、それぞれ初期寺院跡・郡家正倉院跡・再建寺院跡といった性格であることが、これまでの調査により想定されている。

三二二六型式は、台渡里官衙遺跡群観音堂山地区での出土が確認でき、三二二二B型式については台渡里官衙遺跡群長者山地区から出土が確認できるものである。三一四〇型式は本窯跡以外での出土が確認できないが、三二二一型式については台渡里官衙遺跡群長者山地区などから出土する。

女瓦については、格子叩き女瓦が観音堂山地区からの出土が確認でき、縄叩き・両面糸切り・凸面ヘラケズリ女瓦については、長者山地区から出土する。軒先瓦では観音堂山地区から三二二六・三二二二・三二二九六型式が出土し、長者山地区からは三二二二B・三一四〇・三二二二・三二二九七型式が出土する。このことから、観音堂山地区から出土する格子叩き女瓦と三二二六・三二二二・三二二九六型式の瓦群と、長者山地区から出土する縄叩き・両面糸切り・ヘラケズリ女瓦と三二二二B・三一四〇・三二二二・三二二九七型式の瓦群に分けることができる。

鏡瓦の変遷は、上記のように格子叩き女瓦と組み合う三二二六型式がはじめに生産され、その後三二二B型式、三二四〇型式、三二二一型式と続くものと考えられる。三二二B型式については、長者山地区でのみ出土が確認されているもので、田谷遺跡・大串遺跡第七地点などからも出土する三二二一型式よりも先行するものであると考えられる。三二四〇型式については消費遺跡での出土が無いが、三二二二型式の祖型であることを考えると、三二二二B型式のうちに三二四〇型式、三二二一型式というように生産が行われたと考えられる。

## 二 台渡里官衙遺跡長者山地区出土瓦との比較

この原の寺瓦窯跡における生産瓦の変遷を用いて、那賀郡内の消費遺跡との関係性について考えてみたい。つきに多くの瓦が原の寺瓦窯跡から供給された、台渡里官衙遺跡群長者山地区の瓦の分析を行い、比較してみたい。

### 1 概要

長者山地区では複数の瓦葺きの正倉跡が存在したことが想定されている。SB〇〇一は建て替えが確認されており、非瓦葺きの壺地業(SB〇〇一a)から瓦葺きで桁行方向の布地業建物(SB〇〇一b)へと建て替えられている。さらに、布地業の上を総地業風に礫敷きで覆い基壇状に仕上げている。布地業の内部には縄叩きや格子叩きの女瓦などが含まれている。桁行二・〇m、梁行七・二mで七間×三間の建物である(第7図)。多量の人名や郷里名が記された文字瓦が出土していることで知られ、法倉<sup>14</sup>であると考えられている。

SB〇〇二とSB〇〇四は、高井氏の調査において一つの建物跡と解され、長者山第二号跡とされていたが、その後の範囲確認の調査において総地業と布地業による二棟の建物跡であることが分かった。SB〇〇二は、総地業

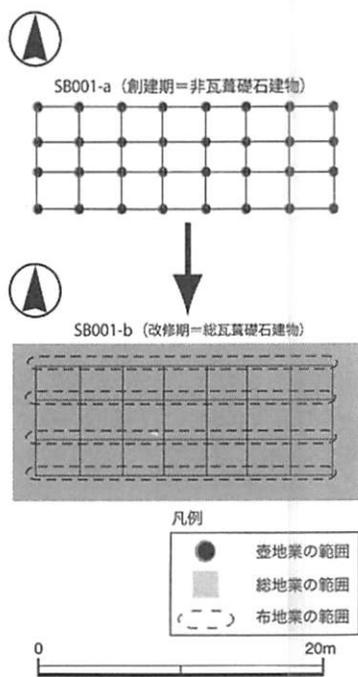
による礎石建物で、桁行梁行ともに八・一mで三×三間の建物である。SB〇〇四は布地業による礎石建物であり、桁行梁行ともに九・〇mで二×三間の建物跡である。

SB〇〇三からも瓦が出土している。出土する隅切り瓦のなかに丹線の痕跡がみられるものがあり、隅切り宇瓦として使用されたものと考えられる。このことから、SB〇〇三については建物が丹塗りであったと考えられている。それぞれの建物の屋根については、軒先瓦とともに隅切り瓦が出土するSB〇〇二・〇〇三については総瓦葺き建物、隅切り瓦が確認されないSB〇〇一・〇〇四については、出土瓦の隅切数の計算から総瓦葺き建物であるとしている<sup>15)</sup>。

## 2 SB〇〇一出土軒先瓦

長者山地区では、瓦葺き建物と想定されている遺構はSB〇〇一～SB〇〇四の四棟であるが、その中でもきわめて規模が大きく、出土した瓦の量が最も多いSB〇〇一出土瓦を主に検討していきたい。

SB〇〇一から出土する軒先瓦は鑑瓦七種、宇瓦八種が確認されている。そのなかで造営期の軒先瓦として考えられているのが、三一七型式と三二〇一型式の多賀城系軒先

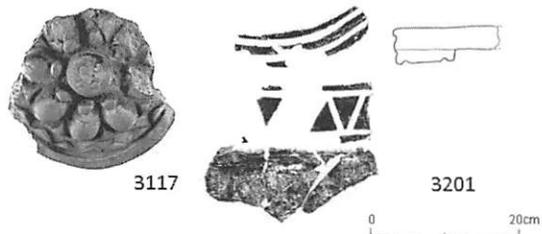


第7図 SB001の造営過程模式図

瓦である（第8図）。三二一七型式は重弁八葉蓮華文鍍瓦であり、長者山地区のなかではSB〇〇一とSB〇〇二において出土が確認される。那賀郡内の多賀城系鍍瓦で最も古いものと考えられる。三三二〇一型式は三重弧文字瓦であり顎の形状は段顎で、瓦当面の文様は三重弧文であるがその施文は型挽きでなく平線かきべらを用いたかきべら描きであったと考えられる。顎面には瓦当面に平行する二本の沈線とその間に鋸歯文が施されるが、その施文もかきべらを用いたものと考えられる。女瓦部は粘土板一枚つくりにより作られた女瓦で、凸面をヘラケズリにより調整が行なわれている。長者山地区ではSB〇〇一のほかにはSB〇〇二・三〇四からの出土も確認され、宇瓦のなかで最も多い出土点数である。また、三三二〇一型式は、SB〇〇一の地業内からの出土も確認され、SB〇〇一・b造営期のものだと考えられる。

しかし、この多賀城系軒先瓦のみでSB〇〇一の軒先が飾られたとは考えにくい。それは三二一七型式と三三二〇一型式の出土点数の違いである。すでに川口氏が指摘しているが、三二一七型式の出土量が少なく、文様の異なる軒先瓦で軒先が飾られた可能性<sup>16</sup>があるとしている。

それでは、ほかに造営期の軒先瓦と考えられるものがあるか検討したい。第1表は原の寺瓦窯跡と台渡里官衙遺跡長者山地区とその関連遺跡から出土した点数をまとめたものである<sup>17</sup>。鍍瓦の出土点数をみると（第1表）、三二二二A型式と三二四一型式の出土点数が多い。三二四一型式については、多賀城系鍍瓦三二二一型式から変化したものと考えられ、造営期のものとは考え難い。そのことから、三二二二A型式がSB〇〇一造営期のものでは



第8図 SB001 出土 3117 型式鍍瓦と 3201 型式宇瓦

るという可能性について考えてみたい。

SB001から出土する鑑瓦は三二二A型式の出土量が最も多く、宇瓦は三二〇一型式が最も多く出土する。しかし、この両者の瓦がセットになるものとは考え難く、瓦の胎土や焼成など含めると三二二A型式は三二六一型式と、三二〇一型式は三二一七型式がそれぞれセットになるものと考えられる。

三二二二型式は、三二二B型式が原の寺瓦窯跡からの出土が確認され、それと同様の技法・胎土で製作された三二二A型式は原の寺瓦窯跡もしくはその周辺において生産された瓦であると考えられる。このことから三二二二型式と同様の胎土・焼成の三二六一型式についても原の寺瓦窯跡やその周辺で生産されたものと考えられる。

三二一七型式と三二〇一型式については、胎土や焼成が類似し、重弁八葉蓮華文鑑瓦と三重弧文字瓦という多賀城様式瓦のセット関係からすると、この両者がセットになるものと考えられる。しかし、三二一七型式と三二〇一型式については、現在までに原の寺瓦窯跡での出土が確認されておらず、生産瓦窯も不明である。ただし、三二二二A・三二六一

第1表 長者山地区および関連遺跡出土軒先瓦点数表

		長者山地区							
		SB001	SB002	SB004	田谷	大串	原の寺	観音堂山	両方
鑑瓦	3102		2						1
	3106			1					38
	3107			1					3
	3117	2	1						
	3118	4	3	1					
	3119								
	3120	1							
	3121	3		1	2	1	○		
	3122A	11	3	2					
	3122B		1	1			○		
	3126						○	21	2
	3140						○		
	3141	8							
	3142	1							
宇瓦	3201	20	12	3	1				
	3202	5	1			1			
	3204	2				1			
	3210	6							
	3231						○		
	3260	1							
	3261	6	6	3		1			
	3294	1	1		1				
	3295	1							
	3296						○		
3297		1				○			

※形式が不明なものは点数に含まず、原の寺瓦窯後については、出土が確認されている型式を○とした。

型式と、胎土・焼成に大きな違いがみられることから、異なる窯跡で生産されたものと想定することができる。

ここで問題となるのは、この二つの対になる瓦がそれぞれの時期に生産されたものであるのかという点である。つまり、一方が瓦葺き正倉の造営期にあたり、もう一方が補修期の瓦にあたるものなのか、もしくは両者がSB〇〇一の瓦葺き正倉造営期にあたるもので異なる瓦群が軒先を飾ったものであるのかということである。三三〇一型式については、地業内からの出土が確認されており、三一七型式と三三〇一型式はSB〇〇一b造営期の瓦であるということができる。

次に、三一二型式と三二六一型式について検討する。この瓦群は、地業内からの出土が確認されておらず、SB〇〇一以外の建物での三一二A型式と三二六一型式の出土状況や女瓦部の特徴から考える。

三一二A型式と三二六一型式はSB〇〇一以外の正倉跡からの出土状況としては、SB〇〇二・〇〇四から出土が確認されている。出土量はSB〇〇一同様に主体的に出土している(第1表)。このことから、この瓦群は長者山地区の瓦葺き正倉が創建段階で生産された、もしくは瓦倉の大規模な補修が地区全体で行われた段階で使用されたもののどちらかと考えることができる。

さらに、三二六一型式の女瓦部の特徴は、凹面には布目痕や糸切り痕が確認できるが、模骨小札の痕跡、粘土板の巻き付け痕、布とじ痕も認められない。このことから、粘土板一枚つくりであると考えられる。凸面には縄目叩きの痕跡が確認でき、三二六一型式の女瓦は、粘土板一枚つくりによる縄叩き女瓦が使用されたものであることが分かる。この瓦は胎土や焼成の特徴から原の寺瓦窯跡、もしくはその周辺において生産された瓦であることが想定される。原の寺瓦窯跡での縄叩き女瓦の生産は、両面糸切り女瓦や薄手のヘラケズリ女瓦よりも先行するものと考えられるものである。なおかつ、SB〇〇一の地業内からは原の寺瓦窯跡出土の縄叩き女瓦と特徴が類似した縄叩

き女瓦が多数確認されている。

以上の点から考えると、三二二A型式と三二六一型式は、SB〇〇一以外にSB〇〇二・〇〇四からも主体的に出土しており、三二六一型式の女瓦は両面糸切り女瓦や薄手のヘラケズリ女瓦の生産が主体となる前段階の縄叩き女瓦である。そして、その縄叩き女瓦はSB〇〇一の地業内から多数の出土が確認され、同じく地業内からの出土が確認される三二〇一型式と近い時期にあたるものと考えられる。そのため、この瓦群は三一七型式・三二〇一型式と同様の時期に生産されたものと考えられ、SB〇〇一の瓦葺き正倉造営時にはこれらの異なる瓦群の軒先瓦が採用されたものと考えられる。

### 3 SB〇〇一出土文字瓦

SB〇〇一から出土する瓦のもう一つの特徴として、多量に出土する人名や郷里名などを記した文字瓦がある。文字瓦は、ヘラ書き、押印、成形台といった記銘方法により文字が記され、最も多く確認されるのはヘラ書きによるものである(第9図)。記載内容は、那賀郡内の郷里名や人名がほとんどである。また、文字瓦のなかには、多賀城の造営の際に用いられた成形台文字瓦が確認され、多賀城との関係性がうかがえる。



第9図 台渡里官衙遺跡長者山地区出土文字瓦

人名・郷里名が記された文字瓦について、その年代が郷里制施行期である霊亀元年（七一五）から天平一二年（七四〇）までとする意見が森郁夫氏から出されている。<sup>18</sup>このほか、文字瓦の年代については上限年代が養老七年（七二三）とするものと神亀元年（七二四）とするものがあるが、いずれも下限年代については天平二二年（七四〇）までとしている。<sup>19</sup><sup>20</sup>

川口氏は、長者山地区から出土する文字瓦は、「へら書きの人名文字瓦が多いが、へら書きの郷名瓦、郷名の押印文字瓦、成形台文字瓦もある。人名文字瓦は「土師部小刀良」「忍男」「真国」「麻呂」「由人」など全て男性名であり、課役賦課の対象外にあった僧尼や女性の名前は一点もなく、非常に作務的である。両面糸切り平瓦、へラケズリ平瓦が多い」としている。<sup>21</sup>文字瓦が、原の寺瓦窯跡や奥山瓦窯跡で生産が確認される両面糸切り女瓦やへラケズリ女瓦に多いという指摘は原の寺瓦窯跡の瓦生産を考えるうえで重要である。

地名や人名を記した文字瓦は、原の寺瓦窯跡や奥山瓦窯跡からの出土が確認されている。川口氏の指摘も踏まえた検討によれば、長者山地区から出土する文字瓦の特徴は胎土・焼成・技法などで類似しており、原の寺瓦窯跡や奥山瓦窯跡、もしくはその周辺で生産されたものが多かったと考えられる。

SB〇〇一出土文字瓦の出土位置を検証したところ、SB〇〇一から大量の文字瓦が出土しているにも関わらず、地業内からの人名・郷里名文字瓦の出土が確認されないという点がうかがえた。地業内の女瓦については、縄叩き女瓦や多賀城系瓦と胎土・焼成が似る厚手のへラケズリ女瓦が多く確認できるものの、両面糸切り女瓦や薄手のへラケズリ女瓦の出土量はきわめて少ない。この傾向は、地業内から人名・郷里名文字瓦が出土しない点と共通する。つまり、原の寺瓦窯跡において縄叩き女瓦の生産が主体となる時期には人名・郷里名文字瓦の生産は行われておらず、SB〇〇一b造営期以前には文字瓦の生産は行われていなかったといえる。

さらに、これらの人名・郷里名文字瓦の出土状況は、地業内から出土が確認される三重弧文字瓦と生産時期の差異があったことを示すものである。多賀城系軒先瓦は、SB〇〇一―b造営以前から生産されていたが、文字瓦についてはSB〇〇一の瓦葺き正倉造営に伴って生産が行われたものであると考えることができる。

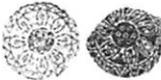
#### 4 原の寺瓦窯跡生産瓦の変遷と画期

原の寺瓦窯跡は、那賀郡における寺院所用瓦の生産を目的として開始された。その時期としては、郷里制が廃止された七四〇年を下限年代とする文字瓦が生産される以前、八世紀第二四半期までには操業が開始したと考えられる。この年代については原の寺瓦窯跡から出土した須恵器の年代からも裏付けられる。検討した佐々木義則氏は、原の寺瓦窯跡で確認された工房跡などから出土した須恵器の年代について、八世紀第一四半期後半から八世紀第三四半期頃のものであるとしている。<sup>22</sup>この年代は瓦の年代との矛盾はなく、八世紀第二四半期までには生産が開始したと考えられる。この操業年代をもとに、原の寺瓦窯跡における瓦生産とその供給先の変遷を画期として捉えたい。

原の寺瓦窯跡の瓦生産の画期としてはおよそ三時期に分けられる(第10図)。

I期は、瓦生産が行われ始めたこととされる八世紀第一四半期後半、台渡里官衙遺跡観音堂山地区からの出土が確認されている、三一二六型式鏡瓦や三三三三・三三二九六型式宇瓦、粘土板桶巻きつくりの格子叩き女瓦などが生産される。寺院跡と考えられる。観音堂山地区は七世紀第四四半期頃の造営で、寺院の造営、もしくは補修を目的として原の寺瓦窯跡では瓦生産が始められた。

II期は、台渡里官衙遺跡群長者山地区の瓦葺き正倉造営を目的とした瓦生産が行われた時期である。那賀郡内の

	8c第1四半期 後半	724年～740年		8c第2四半期後半 ～8c第3四半期前 半
	原の寺Ⅰ期	原の寺ⅡA期	原の寺ⅡB期	原の寺Ⅲ期
生産瓦	 3126	 3122A※ 3122B		 3140 3121
	 3231  3296	 3261※		 3297
	格子叩き ヨコナデ	縄叩き (多) 両面糸切り (少) ヘラケズリ (少)	縄叩き (少) 両面糸切り (多) ヘラケズリ (多)	縄叩き (少) 両面糸切り (多) ヘラケズリ (多)
人名・ 郷里名 文字瓦	×	×	○	○
供給先	観音堂山地区	長者山地区	長者山地区 SB001 造営	長者山地区補修期 田谷遺跡 大串遺跡第7地点

※は窯跡からの出土は確認されないが、原の寺瓦窯跡やその周辺での生産が想定されるもの

第10図 原の寺瓦窯跡における生産瓦の変遷と画期

多賀城様式瓦が多賀城政庁跡ⅠB期の造瓦から影響をうけて成立したものであり、多賀城政庁跡ⅠB期の上限年代である七二四年から郷里制が廃止される七四〇年の間と考えることができる。生産される瓦は、三二二型式鑿瓦や粘土板一枚つくりの縄叩き女瓦であり、少量ではあるが両面糸切り女瓦やヘラケズリ女瓦についても生産が早い段階で行われはじめたと考えられる。また、出土は確認されていないが三二六一型式宇瓦についてもこの時期に生産され始めたものと想定される。しかし、原の寺瓦窯跡や長者山地区から出土する人名・郷里名文字瓦の生産は、これらの瓦生産の開始時期よりも若干遅れることが原の寺瓦窯跡二号窯、および長者山地区SB〇〇一の地業内外の出土傾向から考えられる。原の寺瓦窯跡二号窯の下層・最下層からは、人名・郷里名を示す文字瓦は出土せず、中・上層からは、人名・郷里名文字瓦の出土が確認される。また、長者山地区SB〇〇一からは多量の人名・郷里名文字瓦が出土するが、地業内からは出土しない。このことから、一枚つくり縄叩き女瓦や両面糸切り女瓦などの瓦生産開始時期より遅れるものと考えることができる。そのため、原の寺Ⅱ期は文字瓦の生産が行われる以前をⅡA期、文字瓦生産が行われ始める段階をⅡB期として設定するものである。

Ⅲ期は長者山地区の補修瓦の生産や田谷遺跡と大串遺跡第七地点においても存在が想定されている瓦葺き正倉所用瓦の生産が行われる。この時期の瓦は、両面糸切り女瓦やヘラケズリ女瓦など前段階で生産されていた瓦が継続してつくられる一方で、三二四〇・三二四一型式鑿瓦や三二九七型式宇瓦などの新たな型式の軒先瓦が生産されるようになる。三二四〇型式を除いたこれらの瓦は、長者山地区からも出土しているため、瓦葺き正倉の補修にも用いられたことが分かる。この時期の年代は、八世紀第二四半期後半から八世紀第三四半期と考えられる。

このことから、原の寺瓦窯跡の瓦生産は、寺院から瓦葺き正倉への供給先の変化に伴い、軒先瓦の型式の変化や桶巻きつくりから一枚つくりへ造瓦技法も変化したことが明らかとなった。

原の寺瓦窯跡における一枚つくりの採用は、七四〇年が下限年代である人名・郷里名文字瓦が一枚つくり女瓦を使用していることから、国分寺造営以前にさかのぼる。その祖型は、郡内の多賀城様式瓦が瓦葺き正倉造営時に採用されていることから、多賀城の瓦つくりにあると考えられる。

一枚つくり女瓦の生産は、縄目叩き女瓦が中心となって行われ始めたが、その後両面糸切り女瓦やヘラケズリ女瓦の生産が増えるということが二号窯の出土状況から推測できる。そして、人名・郷里名文字瓦の生産が開始するのがSB〇〇一の瓦葺き化にともなう時期である。両面糸切り女瓦やヘラケズリ女瓦の生産が主体となっていたころにSB〇〇一の瓦葺き化と人名・郷里名文字瓦の生産が行われた。両面糸切り女瓦やヘラケズリ女瓦に多く、縄目叩き女瓦に少ないという人名・郷里名文字瓦の特徴は、一枚つくり女瓦と文字瓦生産の開始時期に差異があったこと起因して生じたものであったと考えられる。

そして、八世紀第三四半期ころ、田谷遺跡や大串遺跡第七地点の瓦倉への瓦供給や長者山地区瓦倉の補修瓦の生産を行い、原の寺瓦窯跡の機能は衰退、廃絶へ向かった。

### おわりに

以上、原の寺瓦窯跡と台渡里官衙遺跡長者山地区出土瓦を中心に原の寺瓦窯跡の生産瓦の型式や技法の変遷、そしてその画期について論じてきた。寺院所用瓦の生産を目的として操業が開始された原の寺瓦窯跡は、瓦葺き正倉造営を画期として新たな軒先瓦の生産、桶巻きつくりから一枚つくりへの大きな技法の変化があったことが明らかとなった。また、多賀城系軒先瓦とともに台渡里官衙遺跡長者山地区の瓦葺き正倉造営に際して、原の寺瓦窯跡で

生産された那賀郡系の軒先瓦が葺かれ、複数の瓦群で軒先が飾られた可能性が指摘できた。

そして、これまで多賀城との関係を多く論じられてきた多賀城系軒先瓦と人名・郷里名文字瓦については、今回の分析によって軒先瓦や一枚つくり女瓦と人名・郷里名文字瓦には生産時期に差異があった可能性をうかがうことができた。

しかし、多賀城系軒先瓦や一枚つくり女瓦と人名・郷里名文字瓦との生産時期に差が生じた要因やその背景はいまだ不明であり、今後検討していくべき課題となる。原の寺瓦窯跡は寺院と瓦葺き正倉それぞれの瓦を生産していた窯跡であり、寺院と正倉の造営や維持管理の実態を知る上でも重要な遺跡である。明らかにすべき点も多いため、さらなる研究を進めていきたい。

註

- (1) 高井佛三郎一九五九「常陸台渡廃寺社出土の文字瓦―西田直二郎先生の几下に献ぐ―」『史迹と美術』二九七号 史迹美術同致會、高井佛三郎一九六四「常陸台渡廃寺跡・下総結城八幡瓦窯跡」綜芸舎
- (2) 黒澤彰哉一九九八「常陸国那賀郡における寺と官衙について」『茨城県立歴史館報』25 茨城県立歴史館、山路直充二〇〇五「文字瓦の生産―7・8世紀の坂東諸国と陸奥国を中心に―」『文字と古代日本』4 神仏と文字 吉川弘文館、川口武彦二〇一一「常陸国の多賀城様式瓦からみた陸奥国との交流―那賀郡衙正倉院・正倉別院出土瓦を中心として―」『古代社会と地域間交流』Ⅱ―寺院・官衙・瓦からみた関東と東北― 六一書房
- (3) 前掲註2山路二〇〇五、川口二〇一一
- (4) 前掲註2黒澤一九九八
- (5) 前掲註2川口二〇一一
- (6) 須田勉氏は、ヘラ状工具などを用いて瓦当面や顎面の施文を行ったとされる「手描き軒平瓦」瓦について、文様の施文には実

験の結果から、現代陶芸に用いられる平線かきべら状の工具が用いられたとしている。また、平線かきべら状工具を用いて施文されたと考えられる重弧文について、かきべら描き重弧文としている。須田 勉二〇〇五「多賀城様式瓦の成立とその意義」『人文学会紀要』第37号 国士館大学人文学会、須田 勉二〇一三「日本古代の寺院・官衛造営―長屋王政権の国家構想」吉川弘文館

(7) 前掲註6

(8) 佐々木義則二〇一三「ひたちなか市で焼かれた天平の甕」『ひたちなか市埋蔵文化財調査センター』第39号ひたちなか市埋蔵文化財調査センター

(9) 川口武彦二〇一七「常陸国那賀郡家と周辺寺院―その造営と修造に係る三つの問題―」『古代東国の地方官衛と寺院』山川出版社

(10) 川崎純徳・鴨志田篤二・中野晴久一九八〇「原の寺瓦窯跡発掘調査報告書」茨城県勝田市教育委員会

(11) 水戸市教育委員会二〇〇九「台渡里―平成18年度長者山地区範囲確認調査概報―」

(12) 前掲註11

(13) 前掲註11

(14) 川口氏は長者山地区SBO〇一について、他の正倉よりも建物規模が大きく、大量の文字瓦が出土することから法倉であるとしている。川口武彦二〇一七「台渡里官衛遺跡群（常陸国那賀郡衛）の法倉」『古代日本における法倉の研究』

(15) 前掲註11

(16) 前掲註2川口二〇一七

(17) 長者山地区・水戸市埋蔵文化財センター所蔵分、田谷遺跡・川口武彦二〇〇九「茨城県水戸市田谷廃寺跡出土瓦の再検討―多賀城様式瓦と文字瓦を併いた瓦倉が眠る官衛遺跡―」『日々の考古学2』六一書房、大串遺跡・川口武彦二〇一〇「大串遺跡の正倉の屋根景観を考える―大串遺跡群出土瓦の数量的検討から―」『婆良岐考古』第三二号 婆良岐考古同人会、原の寺瓦窯跡・ひたちなか市埋蔵文化財調査センター所蔵分、観音堂山地区・南方地区・木本挙周二〇〇九「古代常陸国那賀郡における軒瓦の様相―台渡里廃寺跡観音堂山地区・南方地区出土軒丸瓦を中心として―」『日々の考古学2』六一書房

を基に作成

- (18) 森 郁夫一九七三「奈良時代の文字瓦」『日本史研究』第一三六号 日本史研究会
- (19) 前掲註2黒澤一九九八
- (20) 註2川口二〇一二
- (21) 川口武彦二〇〇五「常陸国那賀郡における郡衙と周辺寺院―国指定史跡「白渡里廢寺跡」範圍確認調査成果を中心に―」「地方官衙と寺院―郡衙周辺寺院を中心として―」奈良文化財研究所
- (22) 佐々木義則二〇一一「原の寺瓦窯跡・奥山瓦窯跡出土の須恵器」『ひたちなか埋文だより』第35号 ひたちなか市埋蔵文化財調査センター

図版典拠

- 第1図 鴨志田二〇〇三より
- 第2図 川崎・鴨志田一九八一より
- 第5図 鴨志田二〇〇三より
- 第7図 水教委2009より
- 第9図 黒澤2000より